

相互扶助慣行と農村自治

一 徳島県名西郡神山町の場合一

明治大学 長谷川 昭彦

一、はじめに

戦前の段階における日本の農村の生活は、一般的にいって、一部の上層農家を除いて、決して豊かとはいえない、むしろ困難とさえいふべきであった。生産力は比較的低く、自然の破壊力に直接曝され、地主をはじめ権力による支配が厳しかった。自然や権力から農民は相互に生活を防衛しなければならなかつた。これは農民自身がやらなければ誰もやつてくれないのであり、相互の自己防衛がどうしても必要であった。このために、農村において相互扶助の慣行が発展してきたし、農村の自治の制度が形成されてきた。相互扶助の慣行を保持し、体系化する基礎的母体は、いうまでもなく、「村」であり、さらにその相互扶助の実質的単位は「家」である。

神山町は徳島市の西部に位置し、標高一、四九六メートルの雲早山をはじめ千メートル級の急峻な山系が重複する四国山脈中にある。土地の大部分は傾斜地で、耕地は傾斜のゆるい段丘部や傾斜面に階段状に点在している。東西に吉野川の支流の鮎喰川が流れ、その流域は古くから「大栗文化圏」という独自の文化圏を形成していた。人口は一九七九年三月一日で一二、一四五人、世帯数は三、二四五世帯である。農業は水稻の比率が低く（水田率二六・五%）、普通畑、樹園地が多い。その他の産業としては製材工場が多く、最近では若干の織維、衣服、金属、機械などの小規模な工場が進出している。

二、戦前の相互扶助の慣行
神山町における戦前の相互扶助慣行の主なものをあげると次のとおりである。

慣行の名称	慣行の内容	慣行の母体
手間換え	生産の互助	近隣・親類
焼普請（ヤケブシン）	火災・水害・山崩れなどの実際の手助け、見舞金、救援物資の提供	名（戸主会）
川流れ	川（転落、山での迷子の捜索）	名（戸主会）
頼母子講	牛馬が死んだときの経済的救済	講中、近隣
万人講（万人供養）	保障	名（戸主会）

この報告においては、相互扶助慣行の変動の実態を「家」と「村」の関係から見ていくことによって、農村自治の問題にアプローチしていくたい。このために、徳島県名西郡神山町の場合をとりあげる。

慣行の名称	慣行の内容	慣行の母体
千人祈禱 シンダン講 庵坊(アンボウ)	人間の病氣見舞 葬式の手伝い、実行	名(戸主会) 講中
遍路墓地 善根宿(ゼンコンヤド) よめいりの手伝い	行倒れの人の墓地 旅人(お遍路さん) の宿泊接待	生活保護
棟上げ 屋根替講 餅つき 貰い風呂	結婚式の料理 嫁入り道具の運搬 建築の手伝い、屋根替 屋根替	行倒れの人の墓地 旅人(お遍路さん) の宿泊接待
川流れ (手間換 (田植え) 焼普請 (茶つみ・山の手入れ)	近隣・親類 近隣	名(戸主会) 対世間
消防団	新 生	名(戸主会) 対世間

三、相互扶助慣行の変化

戦後から現在に至るまで、前述の相互扶助慣行の変化の状態は次のとおりである。

消滅	残存	変容
手間換 (茶つみ)	屋根替講 餅つき	近隣・親類
川流れ (手間換 (田植え) 焼普請 (茶つみ・山の手入れ)	近隣	新 生

消滅	残存	変容	新生
モチツキ モライブロ	嫁入道具運搬 屋根替講 地つき	シンドン講 庵坊 遍路墓地 善根宿	頼母子講 万人講 千人祈禱 (墓穴掘り)
棟上げ 替	おせつたい 結婚式料理 家こわし、屋根	庵坊 遍路墓地 善根宿	頼母子講 万人講 千人祈禱 (墓穴掘り)
モチツキ モライブロ	おせつたい 結婚式料理 家こわし、屋根	庵坊 遍路墓地 善根宿	頼母子講 万人講 千人祈禱 (墓穴掘り)
			老人ホーム

四、「村」と農村自治

慣行の種類によつて若干の変化はあるが、相互扶助慣行の基盤は村ないし家連合である。村は二種類の様態が考えられる。その一は慣行の源泉でもあり、相互扶助の母体ともいべき居住的村である。いわば村人の意識の中に宿していいる「村」である。この村の限界はにわかには引き難い。数戸の近隣から、数百戸、さらには大栗谷文化圈とでもいわれる範囲までの無限定のそして一種の観念的な村であ

る。

もう一つは互助を実行するところの、他から区画され、一定の明確な限界をもつた顕在的村である。神山町ではこれを「名」(ミヨウ)と称している。「分」「組」「郷」という場合もある。「名」の組織を「戸主会」という。いわゆる団体としての自治組織である。

名の下部組織としてシンダン講がある。葬式組である。不幸、災害などの実質的相互扶助を実行する一〇戸から一五戸ぐらいの組織である。このほかに農事実行組から変形してきた部落会、弘法大師を祀る大師講がある。これらを横切る組織として株内または一統といわれる同族団、用水組合、農業生産組合がある。

これら種々の組織にあって農村自治の中核に位置するのは戸主会(名)である。北名戸主会会則(明治四十三年)によれば、戸主会の目的を実行するための決定事項として二十四項目を掲げている。これを分類すれば、(1)土地施設の管理保全、(2)産業の保全、(3)人間関係の調整、(4)災害の救助・援助、(5)教育、福祉、(6)価値、規範の源泉、遵守、(7)制裁、(8)神仏事、となつていて、広汎かつ具体的な規定がなされている。これが、昭和五〇年に改正されているが、それによれば、(1)会員の親睦と自治、(2)主管物件の管理運営、(3)協力団体への協力、援助、(4)関係施設への協力、(5)災害の防止、救済援助、(6)公害防止、環境美化、(7)神仏事、となつていて、項目がかなり整理され、抽象化されている。かつて農村自治の中核の組織であつて、多彩な事業をおこなつていた戸主会(名)が変化そのかなりの部分を町役場、農協、商工会、などの団体に譲り渡し、戸主会の相対的地位を低下させつつある。